

旭川医科大学病院透析センター運営委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長
学長職務代理 理事 松野丈夫

旭川医科大学病院透析センター運営委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院透析センター運営委員会規程（平成24年旭医大達第52号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
(組織)	(組織)
第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。	第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
(1) センター長	(1) センター長
(2) 副センター長	(2) 副センター長
(3) センター専任教員	(3) センター専任教員
(4) 内科系各診療科の教員のうちから 2人	(4) 内科系各診療科の教員のうちから 2人
(5) 外科系各診療科の教員のうちから 2人	(5) 外科系各診療科の教員のうちから 2人
(6) 副看護部長（業務担当）	(6) 副看護部長（業務担当）
(7) 集中治療部ナース・ステーション看護師長	(7) 集中治療部ナース・ステーション看護師長
(8) 臨床工学技士のうちから 1人	(8) 臨床工学技士のうちから 1人
(9) <u>事務局次長（病院担当）</u>	(9) <u>病院事務部長</u>
(10) その他病院長が必要と認めた者	(10) その他病院長が必要と認めた者

2 前項第4号, 第5号, 第8号及び第10号の委員は, 病院長が委嘱する。
(略)

附 則

この規程は, 令和3年8月24日から施行し, 改正後の第3条第1項第9号の規定は, 令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

令和3年4月1日付け事務局組織の改組に伴い, 所要の改正を行うものである。

2 前項第4号, 第5号, 第8号及び第10号の委員は, 病院長が委嘱する。
(略)